

八頭町自治基本条例(仮称)素案への

ご意見について

八頭町自治基本条例(仮称)素案
について、平成23年2月10日を期限
に町民意見(パブリックコメント)
の募集を行い、提出のあった意見も
とに八頭町自治基本条例(仮称)
策定委員会で検討を行いました。

ここでは、寄せられたご意見と策
定委員会の見解について概要をご紹
介します。



①「定義(第4条)」について

①「町民」について

【提出意見】

「町内で事業若しくは活動を行う
団体」とはどういったものがあるの
でしょうか?定義の条文の中で説明
した方がよいのではないでしょ
うか?

【策定委員会意見】

「町民」の定義の中の「町内で事業
若しくは活動を行う団体」とは、町
内に事務所がある団体、また、事務
所は町外だが事業や活動は八頭町内
でも行っている団体など、八頭町に
何かしらの関係がある団体すべてを
含むこととしています。
条文中ではなく、逐条解説の中で
例を挙げ、分かり易くしたいと考
えています。



【提出意見】

「町民」には外国人も含まれるので
しょうか?また、「住民投票(第30
条)」に関連するので、「永住外国人」
の定義付けが必要なのではないで
しょうか?

【策定委員会意見】

「町民」の定義の中の「町内に住み、
町内で働き、学び、活動する人」と
は、町内に住んでいる人はもちろ
ん、町内で働く人や町内の学校に通
う人、町内で活動を行う人すべてを
いい、その中には外国人の方も含ま
れます。

「永住外国人」の定義付けについて
は、「住民投票」の逐条解説中で説明
したいと考えています。

②「コミュニティ」について

【提出意見】

「コミュニティ」を「地域団体」な
ど分かり易い言葉にしてはどうで
しょうか?

【策定委員会意見】

集落・自治会などの地域的なつな
がりや、NPOやボランティア団
体、スポーツグループなどのテー
マに基づいた団体など、豊かな地域社
会の実現のために自主的・自立的に
活動している団体を「コミュニティ」
として定義しています。

「地域団体」と定義してしまうと、
集落や自治会などの地域的な団体だ
けを定義しているような誤解を与え
てしまうおそれがあります。

策定委員会の検討の中でも、町民
の方に分かりやすくするために、そ
ういった団体を日本語で表現するこ
とを考えましたが、「地域」と「テ
マ」の両方の団体を表現できる適切

な言葉が「コミュニティ」以外に見つかりませんでした。

この自治基本条例の中で「コミュニティ」と規定することで、「コミュニティ」という言葉自体が町民の方々に広がっていくことを期待しているところからです。

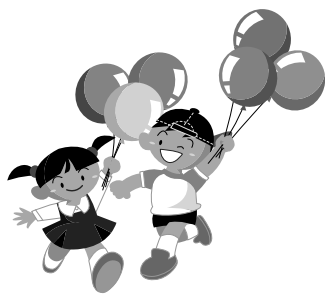
③「執行機関・町」について

【提出意見】

普通「町」と言えば、行政である「執行機関」を言うのではないのでしょうか？

【策定委員会意見】

町民の方々にとって、「町」＝「行政（役場）」というイメージがあるかもしれませんが、地方自治法上では、「地方公共団体、つまり町の中に、執行機関と議会とを置く。」と規定されており、その規定を引用したものですので、ご理解いただきたいと思えます。



④「まちづくり」について

【提出意見】

「まちづくり」を「自治」という言葉にしてはどうでしょうか？

【策定委員会意見】

「自治」と「まちづくり」とは同じ意味であると考えていますが、町民の方により分かり易く身近に感じていただくため、また、それによって参画していただきやすくするため、平仮名でやわらかいイメージをあたえる「まちづくり」という言葉を採用しています。

(2)「議会の組織(第17条)」について

【提出意見】

「議員の定数」については重要な事項であるので別の項とし、町民の意思がしっかりと反映されるような仕組みを行うような内容とするべきではないでしょうか？

【策定委員会意見】

議員は選挙により選ばれた町民の代表であり、その議員で構成される議会には「町民の意思、民意をしっかりとまちづくりに反映していく」という重要な役割があります。議会に關すること全般がまちづく

りにおいて重要な事項ではありませんが、議員の定数や議員選出の地域配分などは、まちづくりへの町民意思の反映に特に関わってくることも確かだと思えます。

しかし、「議会の運営等」や「議員の責務」の条文の中で、「町民意思の確な把握」について規定されていることもあり、策定委員会としては、「議会の組織」の条文で、改めて「町民意思の反映」について規定する必要は無いと考えています。

議員選出の地域配分については、合併直後に制度として存在していましたが、現在は廃止されていることから、その経緯も踏まえる必要があると思えます。

そして、合併して八頭町という一つのまちになり、ある程度の年数が経った今では、「町の一体感」という点から考えれば、地域割りを行うことに少し違和感を覚えるところでもあります。ただ、議会が「町民意思の反映」という重要な役割を持っていることは確かですので、そのことを分かりやすく表現する必要があります。

よって、逐条解説の中で、「町民意思の反映」というまちづくりにおける議会の役割を説明し、「議会の組織や議員の定数については、町民の意思をしっかりと反映できることを考慮して決定する」といった説明を

追加したいと考えます。

(3)「住民投票(第30条)」について

①「永住外国人」について

【提出意見】

外国人の参政権については、「憲法違反ではないか？」という議論もされており、国政レベルでも未だ結論が出ていない問題です。

母国において投票権を保障されている外国人に対して、日本での投票権を付与すれば、権利を二重に付与することになり、その必要性が理解できません。

また、地域によっては、住民の相対的な割合を永住外国人が占めているところもあり、行政運営に大きな影響を与えている地方公共団体も見受けられます。税金を支払うことに対する権利としては、道路・安全・生活インフラ整備などの役務を受けることですでに満たされているのではないのでしょうか？

【策定委員会意見】

確かに、外国人の参政権については、「日本国籍を有する者が政治に関わるべき」という議論はあると思えますが、策定委員会では、「八頭町のまちづくりにおいてはどうか？」

という観点で検討をしてきました。

「二重に投票権を付与する」という点でも、二重にその権利を行使する訳ではありませんし、母国と八頭町ではその対象となるものが異なると考えます。

外国人の方でも住民であることに変わりはなく、「そういった方の意見を無視することはできないのではないか？」という「住んでいる地域のまちづくりへの参画」という観点から考えて、原則10年以上在住しておられ、地域との関わりがある程度深いと考えられる永住外国人の方に限って、住民投票への参加権を付与しても良いのではないかと考えています。

また、「選挙権」や「被選挙権」と「住民投票への参加権」とでは、政治やまちづくりにおけるその意思の取扱いに違いがあると思います。住民投票の結果の取扱いについては、法的拘束力を持つものではなく、町長や議会はそれを最大限尊重することになります。事実上の拘束力を全く無視することはできないということもあります。間接民主制の本来の姿として、最終的には日本国民である町長や議員の判断に委ねるべきであると考えています。

② 「満18歳以上」について

【提出意見】

なぜ「16歳以上」ではいけないのでしょうか？（16歳の方でも就職、自立している方もおられると思います。）

【策定委員会意見】

16歳の方の中には、確かに働き、自立している方もおられると思いますが、現状をみると、社会的な経験の少ない学生が大半を占めていると思います。

よって、「満18歳以上」という年齢の区切りを設定しているところで

③ 「町政全体に関する重要事項」・「投票権を有する者」について

【提出意見】

住民投票の対象となる「町政全体に関する重要事項」や「投票権を有する者」について、この条例で定義付けをしておいた方が良いのではないのでしょうか？

【策定委員会意見】

「町政全体に関する重要事項」や「投票権を有する者の要件」などの詳細事項については、個別条例で規定するべきと考えていますが、住民投票の対象となる「町政全体に関する

重要事項」については、分かり易くするために、逐条解説の中で例を挙げて説明したいと考えています。

(4) 「町長のローカルマニフェスト(第31条)」について

【提出意見】

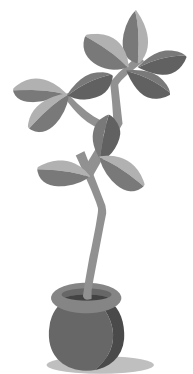
「ローカルマニフェスト」という言葉を、「公約」・「政権公約」など分かり易い言葉にしてはどうでしょうか？

【策定委員会意見】

「ローカルマニフェスト」という言葉自体が全国的にもあまり広まっておらず、町民の方々にも分かりにくい言葉であることは確かだと思っております。

再検討の結果、ご意見のように、例えば、「公約」や「政権公約」、「政策目標」といった、より分かり易い言葉を採用する方が良いと考えました。

「政権公約」や「マニフェスト」だと、国政に関わる部分と勘違いされるのではないかと、「選挙公約」だと、選挙のための公約といったマイナスのイメージがある」といった意見がありました。 「現在存在しない言葉であっても、町民の方にとつて分かりやすい言葉であれば、それを採用しても良いのではないかと」という意見で一致し、この条例自体



が、まちづくりの基本的事項を定めるものであることから、「まちづくり公約」という言葉を採用することとなりました。

(5) 「まちづくりの最高規範(第32条)」について

【提出意見】

前文はこの条例全ての条文にかかるとは、前文を読めば「この条例がまちづくりの最高規範である」とは分かるので、前文と重複する「まちづくりの最高規範(第32条)」は必要ないのではないのでしょうか？

【策定委員会意見】

前文の中で触れられている事項であっても、その重要性等によって個別の条文でも規定することが必要な場合があるのではないかと考えています。

本条例の前文は、条例制定の目的や決意等を宣言するという目的で設けており、「最高規範性」についても触れていますが、自治基本条例が八頭町におけるまちづくりの方向付け

の役割をしつかりと果たすためには、重要事項である「他の条例や計画等と整合性を図る必要がある」ということを、個別条文である最高規範の条文の中で述べているところです。

(6)「条例の名称」について

【提出意見】

条例の名称を「まちづくりきらめき条例」などにしてはどうでしょうか？

【策定委員会意見】

「自治」よりも「まちづくり」という言葉の方が分かり易いとは思いますが、この条例はまちづくりの基本的な考え方や原則を定めた「まちの憲法」であり、条例の「顔」である名称に最高規範としての意味合いを持たせることも必要ではないかと思っております。よって、策定委員会としては、「自治基本条例」が良い名称として、「自治基本条例」が良いと考えています。



(7)「その他」について

①「…努めます。」について

【提出意見】

議会や町長・行政に関係する部分については、「…努めます」という表現より、「…します。」や「…こととします。」などより強い表現とした方が良いのではないのでしょうか？

【策定委員会意見】

将来的な検討事項でもありますが、法的義務を持たない事項を条例で「しなければならぬ」と明文化することは難しいと考えます。策定委員会としては、義務化できない部分については、議会や行政の自主性や自律性に任せ、それぞれが自らの役割を考えて、行動することを期待するものです。

②「法律との重複」について

【提出意見】

法律として規定してある事項は条例で規定する事項ではないので、自治基本条例で重複して規定する必要はないのではないのでしょうか？

【策定委員会意見】

町民の皆さんにとって馴染みの薄い「法律」というものではなく、よ

り身近な「条例」として明文化することで、町民の皆さんはもちろん、議会や行政を含めた町全体の共通の意識付けを行うことに意味があると考えています。

また、自治基本条例はまちづくりの基本的な考え方や原則を定めた「まちの憲法」であり、まちづくりの指針となるものです。よって、法律と重複するかたちになったとしても、八頭町の最高規範である条例として条文化を行い、八頭町としてのまちづくりの方向性をしつかりと示す必要があると考えています。

③「町の一体感」について

【提出意見】

町民が「一体感」を持てるような内容を前文に盛り込んでほしいと思います。

【策定委員会意見】

策定委員会では、前文の検討段階で「八頭町は、郡家町・船岡町・八東町の旧三町が合併し、」というような、まちの歴史的な表現を入れるかどうか検討をしたところです。

結果としては、そういった表現をすることで、逆に「まだ一つの町になっていないのだろうか」といった感想を持たれることを懸念して削除した経過があり、「地域、世代を超え

て」という表現を採用したところで、ご理解いただきたいと思います。

④「文章の表現」について

【提出意見】

読みやすい条例とするために、読みにくい言葉には「ルビ」をふり、重複するような表現や「かつ・及び」といった表現は避ける必要があるのではないのでしょうか？

【策定委員会意見】

ご意見のように、この条例は、町民の方にとって読みやすい文章にする必要があると思います。また、町外の人がご覧になる場合のことも考えると、地名等にもルビをふることも必要であると考えます。

よって、条文の持つ意味が変わらない範囲で文章の修正をしたいと考えています。

□今後の予定

今後は、町議会との協議を進めながら、議会への条例提案を行う予定としていきます。

また、自治基本条例の理念がさらに町全体に浸透するための啓発活動を行い、「町民が主役のまちづくり」を実現するための取り組みを引き続き進めていきます。